

ご あ い さ つ



青梅市では、住宅政策の将来像を明らかにし、青梅の特徴である豊かな自然に恵まれた快適な住生活を実現するための基本的な住まいに関する指針として、平成6年3月に「青梅市住宅マスタープラン」を策定いたしました。その後、平成22年に見直しを行い、住宅政策を推進してまいりました。

しかし、現在では、少子高齢化や人口減少社会に加え、大規模災害の発生などにより住宅をとりまく社会情勢が大きく変わったため、住宅施策の方向について、更なる内容の見直しが必要となりました。

住宅は、個人生活の場としてだけでなく、「ひと」が豊かな社会を形成する上で重要な要素であり、「ひと」が活力のある、魅力あふれる社会を築いていく基礎となるものです。

そのため、市では、「ひと」・「すまい」・「まち」の3つの目標を掲げ、更なる市民生活の向上に向け、住宅の質の向上と、子どもからお年寄りまで誰もが安心して暮らせる住環境を形成するため、住宅・住環境に関連する動向を把握するとともに、市民の意識調査などを実施して、このたび青梅市住宅マスタープランを改定いたしました。

今後、この新しいマスタープランにもとづき、豊かな自然に抱かれた都市 青梅 に、誰もが住みたいと感じ、いつまでも住み続けていくことができる、「ひと」のための「すまい」づくり、および「まち」づくりを、市民の皆様とともに進めていきたいと思っております。

最後に、本マスタープランの改定に御尽力をいただきました懇談会委員の方々をはじめ、アンケート調査やパブリックコメントに御協力いただきました皆様に心から感謝申し上げます。

令和2年3月

青梅市長 浜 中 啓 一